

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくヘルパーステーションまごころ

(居宅介護、重度訪問介護及び同行援護) 運営規程

(事業の目的)

第1条まごころ株式会社（以下「事業者」という。）が設置するヘルパーステーションまごころ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）及び同行援護（以下「指定同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定居宅介護等の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 指定居宅介護等の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「尼崎市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条指定居宅介護等の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称ヘルパーステーションまごころ
- （2）所在地兵庫県尼崎市東難波町3丁目16-5-3階

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）サービス提供責任者1名以上

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

（ア）利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、指定同行援護にあつては「同行援護計画」という。）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、指定同行援護にあつては「同行援護計画書」という。）を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書又は同行援護計画書を交付する。

（イ）居宅介護計画、重度訪問介護計画又は同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

（ウ）事業所に対する指定居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- （3）従業者常勤換算方法で2.5名以上

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供にあたる。

（営業日及び営業時間等）

第6条事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

- （2）営業時間午前8時30分から午後5時30分までとする。

- （3）サービス提供日月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

- （4）サービス提供時間午前8時30分から午後5時30分までとする。

2前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

3 サービスの提供にあたっては、第1項の（3）及び（4）に関わらず、利用者及びその家族からの相談に応じるものとする。

（指定居宅介護等を提供する主たる対象者）

第7条指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）身体障がい者
- （2）知的障がい者
- （3）精神障がい者
- （4）障がい児
- （5）難病等対象者

2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）身体障がい者
- （2）知的障がい者
- （3）精神障がい者
- （4）障がい児
- （5）難病等対象者

3 指定同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）視覚障がいを有する身体障がい者
- （2）視覚障がいを有する障がい児
- （3）難病等対象者

（指定居宅介護等の内容）

第8条事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- （1）居宅介護計画等の作成
- （2）居宅介護に関する内容

①身体介護

- ア食事の介護
- イ排せつの介護
- ウ衣類着脱の介護
- エ入浴の介護
- オ身体の清拭、洗髪
- カその他必要な身体の介護

②家事援助

- ア調理
- イ衣類の洗濯、補修
- ウ住居等の掃除、整理整頓

エ生活必需品の買い物
オ関係機関との連絡
カその他必要な家事

③通院等介助

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続きもしくは法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助を行う。

(3) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(4) 同行援護に関する内容

ア移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）

イ移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

ウ排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (4) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条指定居宅介護等を提供した際には、利用者（利用者が児童の場合にはその保護者）から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者（利用者が児童の場合にはその保護者）から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者（利用者が児童の場合にはその保護者）に対して交付するものとする。

3 第11条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を利用者（利用者が児童の場合にはその保護者）から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次のとおりの額を徴収する。

(1) 事業所から片道5キロメートル未満：500円

(2) 事業所から片道5キロメートル以上：750円

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者（利用者が児童の場合にはその保護者）に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者（利用者が児童の場合にはその保護者）の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合には、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者（利用者が児童の場合にはその保護者）に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条通常の事業の実施地域は、兵庫県尼崎市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

2主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

3指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに尼崎市や当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び対応)

第13条事業所は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生もしくはその再発を防止するために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定める。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が従業者に周知される体制を整備する。
- (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止についての会議を開き、従業者に対して研修を行う。

2指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第 14 条 提供した指定居宅介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により兵庫県知事又は市町村長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、又は当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は兵庫県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は兵庫県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 15 条 事業所は、その業務上知り得た利用者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 従業者は、その業務上知り得た利用者の秘密を保持するものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（5）虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知

（身体拘束等の禁止）

第 17 条 事業所は、指定居宅介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業員への周知
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(衛生管理等)

第18条事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

第19条事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(暴力団等の排除)

第20条事業所の代表者及び管理者は、暴力団員等と密接な関係を有することなく、また、事業所の運営について暴力団等の支配を受けないものとする。

(運営内容の評価及び結果の公表)

第21条事業所は、その運営状況の内容について評価を行い、その結果を公表するように努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修年2回以上

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等のサービスの提供が完結した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。